

プレスリリース

「経産省全量買取制度オプション」のコンメンタール
～「失われた10年の繰り返し」を避けるために～

2010年3月31日

特定非営利活動法人
環境エネルギー政策研究所

経済産業省より、全量買取制度の考え方やオプションが提示された。ようやく「全量買取制度」に向けた具体化が為されたことは高く評価したいが、全般に、普及を目的に検討したとは思えない要素が見受けられる。とりわけ、

- ・ 全般に、過去の新エネ RPS 法の失敗や世界の経験・実績に十分に学んでいないように見えること
- ・ 論点の取り上げ方が一面的で、きわめてバランスが悪い（余剰か全量か、消費者の負担、系統影響の議論など）
- ・ そもそも、事業や経済面からの視点が乏しいこと

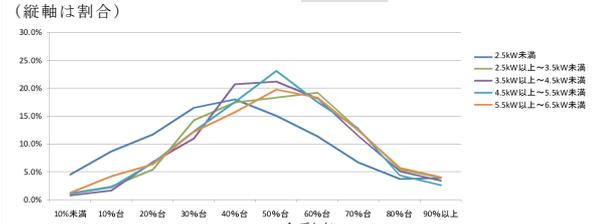
以下、具体的に各オプションについて、逐条解説（コンメンタール）を行う。

I 買取対象についてのオプション

A. 買取対象とする種類について

提案されているオプション	解 説
1:あらゆる再生可能エネルギーを対象(大規模水力発電、その他バイオマス 発電、潮力、海洋温度差発電等)	× 現時点では実用性のないもの（海洋温度差発電など）や、大規模水力発電（別の側面の社会環境影響が大きいもの）は除外すべき
2:発電事業用も含めて対象(実用化されているもの、持続可能性や導入効果のあるものを対象)(太陽光発電(事業用)、風力発電、中小水力発電、地熱発電、未利用バイオマス発電等)	◎ ただし、「持続可能性」、「実用化、導入効果」には一定の判断基準が必要。たとえば水力発電は規模要件だけでなく魚道、取水率、環境影響などの要件が必須。
3:非発電事業用のもののみを対象（太陽光発電(住宅用・非住宅用)、小型風力 発電等)	× 事業用を除外する理由はなく（「国民負担」は理由にならない～後述）、むしろ事業用を対象としない買取制度は無意味

B. 全量買取の範囲について

提案されているオプション	解 説
1:住宅用太陽光発電等についても全量買取 高値で買い取れば導入の加速化が見込め、導入インセンティブが余剰電力比率に関わらず一定となる一方で、国民負担が相対的に大きくなることや、既設については 配線工事に要する費用負担が生じるという側面がある。	◎ 普及効果と公平性 の観点から、全量でなければならぬ。 グリーン(CO2)価値 については、後述する望ましい解決策がある。なお、既設を対象外（従来制度でカバー）すれば、 追加費用は無視 できるはず。
2:住宅用太陽光発電等については余剰買取 自家消費に対する省エネインセンティブが働くこと、制度の継続性が維持されること、既設についての配線工事が回避される等の側面がある一方で、余剰率が高い場合には導入インセンティブが高いものの、低い場合にはインセンティブが相対的に低くなり得る。	× 「省エネインセンティブ」は典型的なケースだけの議論であり、現実には、住宅の規模、導入 PV 規模によって千差万別であり、余剰のみでは、明らかに顕著な 不公平 が生じる。 (縦軸は割合) 

C. 新設・既設の取り扱いについて

提案されているオプション	解 説
1:新設の設備も既設の設備も対象	× 既設は既存の制度でカバーする (ただし移行期は慎重に不公平を避ける)
2:新設の設備を対象	◎ 原則は新設のみが基本

D. 買取価格の設定方法について

提案されているオプション	解 説
1:全ての再生可能エネルギーの買取価格を原則一律に設定する(15~20円程度、価格低減効果のあるもののみ例外) 相対的劣位に置かれるエネルギー源が出ることに懸念されるが、各エネルギー間の競争により発電コスト低減努力が促され、費用対効果が最も高い。	× 再生可能エネルギー種類間の競争が百害無益であることは、1990年代のドイツ、日本など各国のRPSの失敗で実証済み。 各再生可能エネルギーはそれぞれ異なる業界・プレイヤーであり、エネルギーとしても異なる特性がある。その特性にあった価格・期間など条件設定をしなければ、普及効果が限定的となるほか、各業界での研究開発投資インセンティブが機能しない。
2:再生可能エネルギーのコスト等を勘案してエネルギー別により買取価格を設定する あらゆる再生可能エネルギーへの投資が同様のペースで増える一方で、コスト高の再生可能エネルギーは高く買うことになるため、国民負担が相対的に大きくなる上エネルギー間競争やコスト削減努力が生じにくい。	◎ 15年間にわたる事業で見た内部収益率(IRR)8%を基本として価格設定をすべき。回避可能原価や環境保全効果(CO2削減含む)に加え、(国民的に見た)化石燃料節約(エネルギー安保)効果や産業雇用効果などを多面的に見れば、再生可能エネルギーは、決して「コスト高」ではない。脱化石燃料・脱温暖化を目指す上で、「エネルギー間競争」はナンセンス。

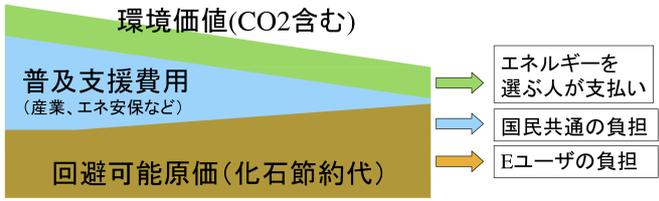
E. 買取期間の設定方法について

提案されているオプション	解 説
1:10年程度 現行の太陽光発電の新たな買取制度の水準。	× そもそも現行の太陽光発電の制度でさだめた10年が何の根拠もなく定められた期間であり、参考にすべきではない。
2:15年程度 再生可能エネルギー設備の減価償却期間が概ね15年であることを参考にした水準。	○ 買取価格のうち、国民負担(税)による支援期間は15年 ・ その後は、 回避可能原価+環境価値(CO2価値含む)による支払いとする
3:20年程度 諸外国の制度を参考にした水準。	

II 負担方法についてのオプション

F. 費用負担の方法について

提案されているオプション	解 説
1:電力料金に上乗せされる形の制度とする。 本制度におけるメリットを受ける電力分野内において負担を解消することとなるため、受益者負担の観点からは適当であるが、電力多消費産業への影響が大きくなることに懸念される。	△ 実務的には電気料金上乗せがベター。ただし以下の論点は慎重な制度設計が必要。 ・ 環境価値(CO2削減価値含む)の負担と帰属 ・ 低所得者への配慮：社会保障が基本。3段階料金を反映した徴収も考慮(第1段階料金には上乗せしない、など) ・ 電力多消費産業への配慮はあり。しかし不公平を避けるために、慎重な見極

<p>2:税その他の方法により、広くエネルギー消費全般で負担する制度とする。 すべてのエネルギー利用者がより公平に負担することとなる一方で、電力分野における負担増を他のエネルギーに負わせることには議論あり。</p>	<p>めが必要。 ▲ 一部は税負担がスジの費用だがすべてではない。また税の硬直性・裁量性・行政コストが回避できるか？</p>
<p>あるべき負担方法の提案</p> 	<p>◎ フィードインタリフの負担構造は、基本的には以下の3層構造となる。 ・ 回避原価：当然、電力会社負担であり、すなわちユーザー負担となる。 ・ 過渡的な支援費用：再生可能エネルギーのコストが低下するまでの過渡的な国民負担(エネルギーセキュリティ、産業育成、雇用創出、地域振興などの多面的な恩恵から)とすべきであり、炭素税もしくは石炭税の負担が妥当。 ・ 環境価値(CO2削減を含む)：その費用を支払う選択者に帰属すべきである。 ○ とくに環境価値(CO2削減を含む)については、本提案でない限り、電力会社が何の負担もないまま環境価値を得ることになり、これは「Wind fall profit」(棚ぼた利益)であるから、社会的な公平性に反する。 ○ この負担の仕組みにより、ユーザーの意思を活かすグリーン電力とも整合性がとれるだけでなく、過渡的に残留するRPS価値とも共存可能となる。</p>

G. 地域間調整について

提案されているオプション	解 説
<p>1:全国的に同一の単価を設定する。 本来、全国大での取組である再生可能エネルギーの普及に対する負担に関し、地域間の公平性が担保される一方で、精算のための仕組みが新たに必要になるなど制度が複雑化する。</p>	<p>◎ 普及する再生可能エネルギーの種類や量が地域ごとに異なることを考えれば、全国の消費者が均等な負担となるよう調整するべきであることは当然である。</p>
<p>2:各地域ごとに単価を設定する。 地域ごとの負担の偏りが大きい場合には、地域間の費用負担の格差が拡大することが懸念される。</p>	<p>× 明らかに地域間格差や消費者間の不公平を生む原因となるため、避けるべきである(1990年代のドイツの教訓)</p>

H. 特定の分野に対する軽減措置の是非について

提案されているオプション	解 説
<p>1:電気の使用量が大きい者等の負担を軽減する。 電力多消費産業等への影響を軽減できる一方、家庭・民生などの他の分野への負担が相対的に重くなることや軽減措置の対象の線引きが困難であることが懸念される。</p>	<p>△ 競争力の観点から一定程度は認められるが、公平性の観点から、限定的にすべきである。たとえば対象を限定した上で、全額免除ではなく、上限を設けるなど。</p>
<p>2:電気の使用量等に応じた負担を一律とする。 すべてのエネルギー利用者が電気の使用量等に応じて公平に負担することとなるが。負担が大きい場合は、電力多消費産業等の国際競争力への影響が懸念される。</p>	<p>▲ 低所得者への減免を考えるべき(第1段階料金には付加しないなど)</p>

III その他事務的に検討すべき事項

事 項	解 説
RPS 法の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当然、解消していく ・ ただし既契約については保全する (あるべき負担論参照)
他の導入促進策の在り方(補助金等の財政支援・研究開発の促進・立地規制の見直し等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及のための補助金は非効率の弊害が大きいため廃止 ・ 研究開発や実証は手厚くする
買取費用の回収方法の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金を通じて、クリアリングハウスを設置する
系統安定化対策とコスト負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則は託送料金で共通負担すべき ・ ただし、国策による大きな整備は、国の補助金による支援を検討すべき
再生可能エネルギーの持つ価値の扱い(グリーン電力証書との関係整理等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン電力価値(CO2削減価値)は、本来、その価値を認めて費用を支払う人に帰属すべきである。電力会社が自然吸収することはあってはならない。 ・ したがって、上記の3層構造によるコスト負担をデザインすべき ・ これによって、経過措置で残る RPS 価値も残留できるメリットがある
未利用バイオマスの範囲の確定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家委員会などを立ち上げて、しっかりと定義し、かつその検証方法も含め、現実的な方法を定めるべき
将来の価格改定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の観点から、予め毎年★%の低減を定め、予告すべき(太陽光発電は10%/年、風力発電は2%/年など) ・ その上で、内部収益率8%(プロジェクトIRR、15年)を原則に、定期的なコストモニタリングを行い、ベース価格と低減率の見直しをすべき(3年毎を目安とする)

【プレスリリースに関するお問い合わせ】

特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所 (ISEP)

担当：氏家、澤木

TEL:03-5318-3331, FAX: 03-3319-0330

E-mail: info01@isep.or.jp

ISEP とは

環境エネルギー政策研究所 (ISEP) は、持続可能なエネルギー政策の実現を目的とする、政府や産業界から独立した第三者機関です。地球温暖化対策やエネルギー問題に取り組む環境活動家や専門家によって設立されました。

自然エネルギーや省エネルギーの推進のための国政への政策提言、地方自治体へのアドバイス、そして国際会議やシンポジウムの主催など、幅広い分野で活動を行っています。また、欧米、アジアの各国とのネットワーキングを活用した、海外情報の紹介、人的交流など、日本の窓口としての役割も果たしています。

市民ファンドを活用した市民風車、太陽光発電事業なども発案し、関係事業者であるエナジーグリーン株式会社によって実現しています。